

保護者の皆様へ

国立市子ども家庭部長 松葉 篤
(公印省略)

5類感染症移行後の保育園、認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より当市の保育・幼児教育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日より、感染症法上の位置づけが2類相当の感染症から5類感染症へ変更となっております。

これに伴い、令和5年5月8日以降の保育園、認定こども園での新型コロナウイルス感染症に関する取扱いを下記のとおりとさせていただきます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症陽性者等となったお子さんの登園について

事 項	従 前	令和5年5月8日以降
お子さんが陽性者となった場合	原則7日間登園を控える	発症から5日間、かつ症状改善から1日を経過するまで登園停止※登園可能日は医師の判断
お子さんが濃厚接触者に特定された場合	原則5日間登園を控える	体調不良がなければ登園可（濃厚接触者の定義廃止）
お子さんがPCR検査、抗原検査を受検した場合	検査結果が出るまで登園を控える	体調不良がなければ登園可
お子さんの同居家族が ・陽性者 ・PCR検査、抗原検査受検中 ・発熱、風邪症状	可能な限り登園を控える	体調不良がなければ登園可

※お子さんが陽性者となった場合の登園許可証、登園届の提出については調整中のため、現時点では提出不要です。

2. 休園の取り扱いについて

事 項	従 前	令和5年5月8日以降
感染拡大防止のためのクラス休園、全部休園	同一クラス等で5日以内に5名以上の陽性者が確認された場合、状況に応じて休園	原則クラス休園、全部休園は行わない。

3. 保育料の日割り減額について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症となったことに伴い、お休みした日数に応じた保育料及び副食費（給食費）の日割り減額の制度も令和5年5月8日以降は廃止となります。

4. マスクの着用について（従前同様）

クラスにかかわらず、園児についてはマスクの着用を求めません。

基礎疾患がある場合など、感染の不安があり、マスクの着用を希望する園児や保護者に対しては、その意思に反してマスクを外すよう、周囲が強いることがないよう各園において配慮します。

職員や保護者のマスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本となります。ただし、新型コロナウイルス等の感染状況によっては、園として職員にマスク着用を求める場合があります。

5. 上記1～4については、令和5年5月8日時点におけるの対応です。今後の感染症流行状況等により、変更となる可能性がありますこと、予めご了承下さい。変更となる場合は改めてお知らせいたします。

問い合わせ先

国立市子ども家庭部保育幼児教育推進課保育・幼稚園係

TEL 042-576-2427

◎保育園・認定こども園登園等の注意事項（令和5年5月8日時点）

- ① 毎朝登園前にお子様の体温を計測し、お子様の検温結果、健康状態を園にお伝え下さい。
- ② お子様に発熱が認められた場合、解熱後24時間以上が経過するまでは登園はできません。
- ③ 登園後にお子様に発熱症状等体調不良が見られる場合は、保護者の方に連絡しますので、速やかにお迎えをお願いいたします。
- ④ 新型コロナウイルス感染症陽性者と判定されたお子様については、医師の指示する期間（発症から5日間、かつ症状改善から1日を経過するまでが目安）登園停止とします。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症陽性者と判定された保護者の方等については、お子様の送迎をお控え下さい。
- ⑥ 保護者の方が園に入る際は引き続き、アルコール消毒液等での消毒をお願いいたします。
- ⑦ 園行事等については、感染拡大の状況により、内容の変更、延期または中止となる場合があります。

※上記取り扱いについては、今後の国・東京都等の方針により変更する場合があります。